

議案第72号

加西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市消防団条例の一部を改正する条例

加西市消防団条例（昭和 42 年加西市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1,482 人」を「1,418 人」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 消防団の区域内に居住又は勤務するもの。ただし、消防団活動に支障がないと認めるものは、この限りではない。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

- 2 団員は、第 5 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

第 14 条中「7,600 円」を「8,600 円」に、「6,200 円」を「7,200 円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

加西市消防団の現状を踏まえ、資格要件及び消防団員の定数の見直しを行うとともに、これにより生じる財源をもとに団員報酬の改正を行い、待遇改善の一助としようとするもの。

【概要】

項目	改正前	改正後
条例定数	1,482人	1,418人
団員報酬(班長)	7,600円/年額	8,600円/年額
〃(その他)	6,200円/年額	7,200円/年額